

○高岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則

平成29年9月19日

規則第47号

改正 令和元年12月19日規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、高岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年高岡市条例第41号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例別表第1の規則で定める事務)

第2条 条例別表第1各項の規則で定める事務は、同表の項の区分に応じ、それぞれ別表第1の右欄に掲げる事務とする。

(条例別表第2の規則で定める事務及び特定個人情報)

第3条 条例別表第2各項の規則で定める事務は、同表の項の区分に応じ、それぞれ別表第2の中欄に掲げる事務とし、条例別表第2各項の規則で定める特定個人情報は、別表第2の中欄に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる特定個人情報とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年12月19日規則第20号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

区分	事務
条例別表第1の1の項	(1) 高岡市重度心身障害者等医療費助成条例施行規則(平成17年高岡市規則第74号)第3条の規定による受給資格の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (2) 高岡市重度心身障害者等医療費助成条例施行規則第5条の規定による受給資格証の有効期間終期における継続確認に係る事実についての審査に関する事務 (3) 高岡市重度心身障害者等医療費助成条例施行規則第16条の規定による自己負担限度額の適用の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
条例別表第1の2の項	(1) 日常生活用具の給付等事業の実施における申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (2) 住宅改修費給付事業の実施における申請の受理、その申請に係る事実について

	<p>の審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(3) 移動支援事業の実施における申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(4) 訪問入浴サービス事業の実施における申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(5) 日中一時支援事業の実施における申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(6) 身体障害者自動車運転免許取得助成事業の実施における申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(7) 身体障害者用自動車改造費助成事業の実施における申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p>
条例別表第1の3の項	<p>(1) 高岡市子ども医療費助成条例施行規則(平成17年高岡市規則第91号)第5条の規定による受給資格証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(2) 高岡市子ども医療費助成条例施行規則第12条の規定による助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p>
条例別表第1の4の項	<p>(1) 高岡市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則(平成17年高岡市規則第63号)第3条の規定による受給資格証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(2) 高岡市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則第8条の規定による助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p>
条例別表第1の5の項	<p>(1) 高岡市営住宅条例(平成17年高岡市条例第187号)第8条第1項の規定による市有住宅入居の申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務</p> <p>(2) 高岡市営住宅条例第12条第1項の規定による市有住宅における同居の承認の申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(3) 高岡市営住宅条例第13条第1項の規定による市有住宅における居住の承認の申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(4) 高岡市営住宅条例第14条の規定による家賃の決定に関する事務</p> <p>(5) 高岡市営住宅条例第16条の規定による市有住宅の家賃の減免若しくは徴収猶予の申請又は同条例第19条第2項の規定による市有住宅の敷金の減免若しくは徴収猶予の申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p>

(6) 高岡市営住宅条例第32条又は第42条の規定による市有住宅の明渡しの請求に関する事務
---

別表第2(第3条関係)

区分	事務	特定個人情報
条例別表第2の1の項	<p>(1) 高岡市重度心身障害者等医療費助成条例施行規則第3条の規定による受給資格の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(2) 高岡市重度心身障害者等医療費助成条例施行規則第5条の規定による受給資格証の有効期間終期における継続確認に係る事実についての審査に関する事務</p>	<p>(1) 当該申請に係る者又は受給資格証の継続確認を受ける者及び当該者又は当該受給資格証の継続確認を受ける者と同一の世帯に属する者(以下この項において「申請者等」という。)に係る住民票に記載された住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)</p> <p>(2) 申請者等に係る市民税(高岡市市税賦課徴収条例(平成17年高岡市条例第56号)第3条第1項第1号に掲げる市民税(個人に係るものに限る。)をいう。以下同じ。)に関する情報(以下「市民税に関する情報」という。)</p> <p>(3) 申請者等に係る生活保護法(昭和25年法律第144号)第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同法第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同法第2項の保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報(以下「生活保護実施関係情報」という。)</p> <p>(4) 申請者等に係る身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に対し交付される療育手帳に関する情報</p>

		<p>(以下「障害者関係情報」という。)</p> <p>(5) 申請者等に係る国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による国民健康保険の被保険者の資格に関する情報(以下「国民健康保険被資格者関係情報」という。)</p> <p>(6) 申請者等に係る国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)</p> <p>(7) 申請者等に係る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項若しくは第3項の支援給付の支給の実施又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項の支援給付の支給の実施に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)</p>
	<p>高岡市重度心身障害者等医療費助成条例施行規則第16条の規定による自己負担限度額の適用の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p>	<p>(1) 当該申請に係る者及び当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票関係情報</p> <p>(2) 当該申請に係る者及び当該者と同一の世帯に属する者に係る市民税に関する情報</p>
<p>条例別表第2の2の項</p>	<p>(1) 日常生活用具の給付等事業の実施における申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(2) 住宅改修費給付事業の実施における申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対</p>	<p>(1) 当該申請に係る者及び当該者と同一の世帯に属する者(以下この項において「申請者等」という。)に係る住民票に記載された住民票関係情報</p> <p>(2) 申請者等に係る市民税に関する情報</p> <p>(3) 申請者等に係る生活保護実施関係情報</p> <p>(4) 申請者等に係る障害者関係情報</p>

	<p>する応答に関する事務</p> <p>(3) 移動支援事業の実施における申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(4) 訪問入浴サービス事業の実施における申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(5) 日中一時支援事業の実施における申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(6) 身体障害者自動車運転免許取得助成事業の実施における申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(7) 身体障害者用自動車改造費助成事業の実施における申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p>	
<p>条例別表第2の3の項</p>	<p>(1) 高岡市子ども医療費助成条例施行規則第5条の規定による受給資格証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(2) 高岡市子ども医療費助成条例施行規則第12条の規定による助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p>	<p>(1) 当該申請に係る者及び当該者と同一の世帯に属する者(以下この項において「申請者等」という。)に係る住民票に記載された住民票関係情報</p> <p>(2) 申請者等に係る市民税に関する情報</p> <p>(3) 申請者等に係る生活保護実施関係情報</p> <p>(4) 申請者等に係る障害者関係情報</p> <p>(5) 申請者等に係る児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報</p>

		<p>(6) 申請者等に係る国民健康保険被資格者関係情報</p> <p>(7) 申請者等に係る医療保険給付関係情報</p> <p>(8) 申請者等に係る中国残留邦人等支援給付等関係情報</p>
<p>条例別表第2の4の項</p>	<p>(1) 高岡市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則第3条の規定による受給資格証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(2) 高岡市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則第8条の規定による助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p>	<p>(1) 当該申請に係る者及び当該者と同一の世帯に属する者(以下この項において「申請者等」という。)に係る住民票に記載された住民票関係情報</p> <p>(2) 申請者等に係る市民税に関する情報</p> <p>(3) 申請者等に係る生活保護実施関係情報</p> <p>(4) 申請者等に係る障害者関係情報</p> <p>(5) 申請者等に係る児童扶養手当関係情報</p> <p>(6) 申請者等に係る国民健康保険被資格者関係情報</p> <p>(7) 申請者等に係る医療保険給付関係情報</p> <p>(8) 申請者等に係る中国残留邦人等支援給付等関係情報</p>
<p>条例別表第2の5の項</p>	<p>高岡市営住宅条例第8条第1項の規定による市有住宅入居の申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務</p>	<p>(1) 当該申込みをした者又はその者と同居しようとする者(以下この項において「申込者等」という。)に係る住民票関係情報</p> <p>(2) 申込者等に係る市民税に関する情報</p> <p>(3) 申込者等に係る生活保護実施関係情報</p> <p>(4) 申込者等に係る障害者関係情報</p>
	<p>高岡市営住宅条例第12条第1項の規定による市有住宅における同居の承認の申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p>	<p>(1) 当該申請により市有住宅に同居させようとする者(以下この項において「同居させようとする者」という。)に係る住民票情報関係情報</p> <p>(2) 同居させようとする者に係る市民税に関する情報</p> <p>(3) 同居させようとする者に係る生活保護実施関係情報</p> <p>(4) 同居させようとする者に係る障害者関</p>

	係情報
高岡市営住宅条例第13条第1項の規定による市有住宅における居住の承認の申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務	(1) 当該申請をした市有住宅の入居者又は同居者(以下この項において「申請者等」という。)に係る住民票関係情報 (2) 申請者等に係る市民税に関する情報 (3) 申請者等に係る生活保護実施関係情報 (4) 申請者等に係る障害者関係情報
高岡市営住宅条例第14条の規定による市有住宅の家賃の決定に関する事務	(1) 市有住宅の入居者又は同居者(以下この項において「入居者等」という。)に係る住民票関係情報 (2) 入居者等に係る市民税に関する情報 (3) 入居者等に係る障害者関係情報
高岡市営住宅条例第16条の規定による市有住宅の家賃の減免若しくは徴収猶予の申請又は同条例第19条第2項の規定による市有住宅の敷金の減免若しくは徴収猶予の申請に係る事実又はその申請に対する応答についての審査に関する事務	(1) 当該申請をした市有住宅の入居者又は同居者(以下この項において「申請者等」という。)に係る住民票関係情報 (2) 申請者等に係る市民税に関する情報 (3) 申請者等に係る生活保護実施関係情報 (4) 申請者等に係る障害者関係情報
高岡市営住宅条例第32条又は第42条の規定による市有住宅の明渡しの請求に関する事務	(1) 当該請求に係る市有住宅の入居者又は同居者(以下この項において「入居者等」という。)に係る住民票関係情報 (2) 入居者等に係る市民税に関する情報 (3) 入居者等に係る生活保護実施関係情報 (4) 入居者等に係る障害者関係情報